



平成23年5月19日

各位

会社名 四国電力株式会社
代表者名 取締役社長 千葉 昭
(コード番号 9507 東証・大証市場一部)
問合せ先 総務部 株式・文書グループ - 加藤 雅彦
TEL(087)821-5061

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月29日開催予定の第87回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 会社法施行規則および会社計算規則の規定に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報の一部につき、インターネットで開示することにより、株主の皆さまに提供したものとすることができるよう、第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (2) 経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任の明確化をはかるため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条(任期)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に、書面または電磁的記録により、機動的に取締役会の決議を行うことが可能となるよう、第25条(決議の方法)第2項を新設するものであります。
- (4) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することについて、第30条(取締役の責任免除)および第39条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
なお、第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 以上の変更に伴う条数の繰下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 平成23年6月29日(予定)

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 15 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 21 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条～第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 22 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 25 条 (第 1 項現行どおり)</p> <p>2 本社は、取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 26 条～第 28 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会 長)</p> <p>第 28 条 取締役会の決議により、会長 1 名を置くことができる。</p> <p>2 会長は、本会社を代表し、取締役会の決議に従って本会社の業務を総理する。</p> <p>3 会長を置いた場合には、社長は、本会社の業務の執行を統轄する。この場合には、第 13 条、第 14 条、第 21 条及び第 22 条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 29 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 37 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>(会 長)</p> <p>第 29 条 (第 1 項現行どおり)</p> <p>2 (第 2 項現行どおり)</p> <p>3 会長を置いた場合には、社長は、本会社の業務の執行を統轄する。この場合には、第 13 条、第 14 条、第 22 条及び第 23 条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 <u>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>第 31 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 <u>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>第 40 条～第 42 条 (現行どおり)</p>